

第 6 次宝塚市総合計画策定方針

平成 30 年（2018 年）6 月

宝塚市

1 策定方針について

策定方針は、現行の第5次宝塚市総合計画（以下、「第5次総合計画」という。）に代わる新たな第6次宝塚市総合計画（以下、「第6次総合計画」という。）の策定にあたって、基本的な考え方や策定手法等を示すものです。

2 計画策定の背景

本市では、平成23年度（2011年度）から第5次総合計画をスタートし、平成32年度（2020年度）を目標年次として、「市民の力が輝く 共生のまち 宝塚～住み続けたい、関わり続けたい、訪れてみたいまちをめざして～」を将来都市像に掲げ、総合的なまちづくりを推進してきました。

この間、少子高齢化と人口減少は全国的に進んできており、経済状況の変化や安全・安心に対する意識の高まり、環境保全意識の高まり、高度情報化社会の進展など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢も大きく変化してきました。

また、本市においては、多様化する市民ニーズに応えるため、第5次総合計画の基本構想に掲げた「市民と行政の協働による『新しい公共』の領域の拡充」に向けて、平成25年（2013年）3月に、市民とともに「宝塚市協働の指針」を策定し、各まちづくり協議会で地域ごとのまちづくり計画の見直しに着手するなど、協働の取組を一步一步積み重ねているところです。

社会経済情勢の変化や今後ますます多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、市民と行政による協働のまちづくりをさらに推進し、協働が可能なあらゆる分野における取組をさらに積み重ねていく必要があります。

3 計画策定の基本的な考え方

総合計画は、市民（個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者）と行政が目標を共有し、その実現に向けて、協働によりまちづくりを推進するための計画という認識に立ち、宝塚市まちづくり基本条例に明示している「まちづくりの基本理念」に則り、策定するものとします。

また、計画の策定にあたっては、現行の総合計画の検証を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化等に係る各種統計データを活用し、市民との協働により進めるものとします。

※宝塚市まちづくり基本条例（抜粋）

（まちづくりの基本理念）

第2条 まちづくりは、主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること（以下「協働」という。）を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

- (1) すべての市民が健康で安心して暮らせ、災害に強く安全でいつまでも快適に住み続けることができる、安全で安心して暮らせるまちづくり
- (2) 次代を担う子ども達が夢と希望を抱き、健やかに成長し、そして、すべての市民の人権が尊重され、文化の薫り高い、心豊かなまちづくり
- (3) 豊かな自然環境と歴史・文化の息づく都市の景観が美しく調和し、花や緑があふれ、環境にやさしい、個性と魅力のあるまちづくり
- (4) 人と人、人と社会のつながりが強く、また、地域活動が活発な、にぎわいと活力に満ちたまちづくり

4 第6次総合計画の役割・構成・期間

(1) 計画の役割

総合計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための計画であり、本市が定める計画の最上位に位置し、各分野別計画は、総合計画に即します。

(2) 計画の構成と期間

市民にとって分かりやすく、共有しやすい計画とするため、従来の「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層から、「基本構想」と「基本計画」の2層にします。また、「地域ごとのまちづくり計画」を「基本構想」を実現するための市民がとりまとめる計画として、総合計画に位置付けます。

①基本構想

市民と行政が共有する長期的な将来ビジョンであり、本市の将来都市像と基本目標を定めます。

計画期間は、平成33年度（2021年度）から平成42年度（2030年度）までの10年間とします。

②基本計画

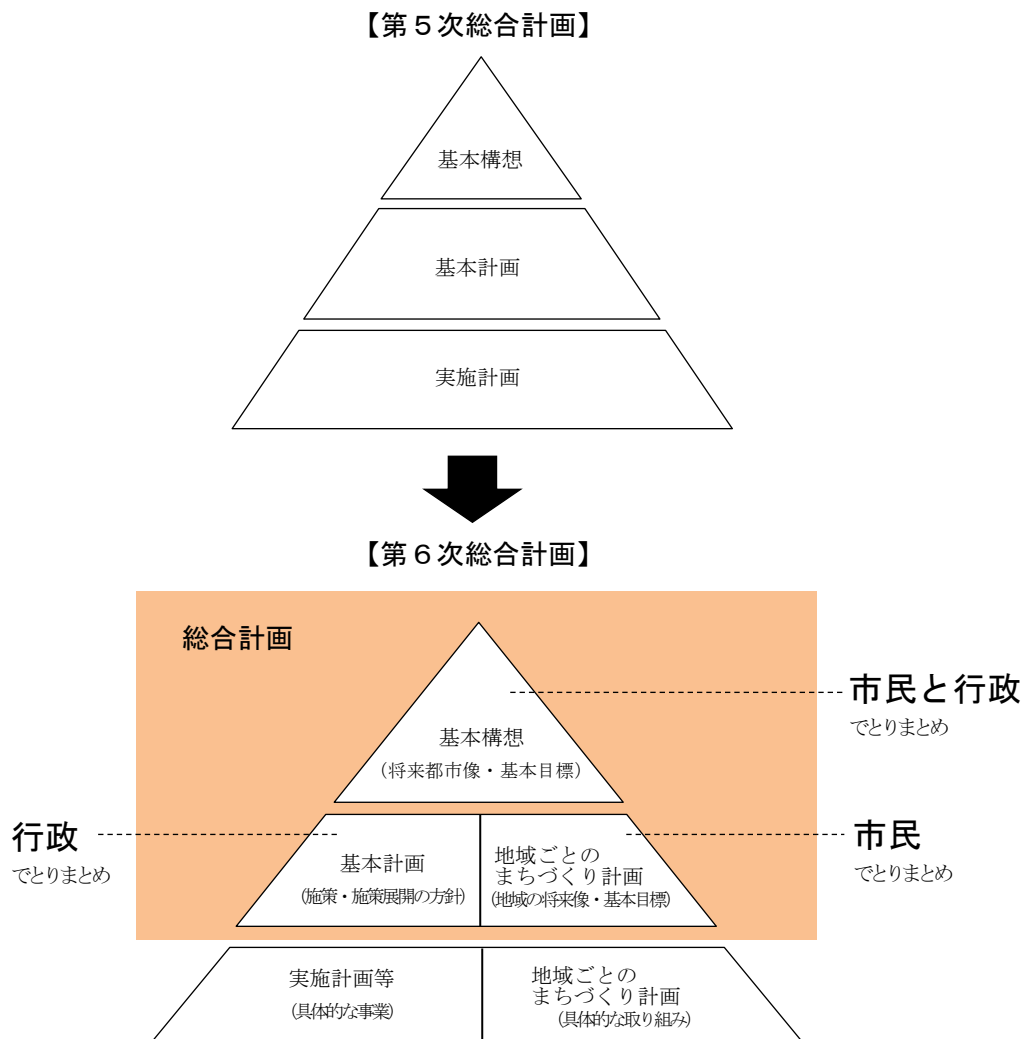
「基本構想」に掲げる将来都市像や基本目標を実現するための計画です。「基本計画」は、行政が主体的に取り組む施策や施策展開の方針を定め、行政がとりまとめます。第5次総合計画では、計画期間を前期基本計画5年間、後期基本計画5年間としていましたが、第6次総合計画では、計画期間を平成33年度（2021年度）から平成42年度（2030年度）までの10年間とし、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

③地域ごとのまちづくり計画

現在、まちづくり協議会で「地域ごとのまちづくり計画」の見直し作業が進められています。今後、地域課題や市民ニーズに応じた市民主体のまちづくり（地域自治）をさらに推進するため、第6次総合計画においては、「地域ごとのまちづくり計画」を「基本構想」を実現するための市民がとりまとめる計画として、総合計画に位置付けます。

総合計画	位置付け	内容	期間
基本構想	市民と行政が共有する長期的な将来ビジョン	将来都市像や基本目標	10年
基本計画	基本構想を実現するための行政がとりまとめる計画	施策や施策展開の方針	10年 (ただし、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直し)
地域ごとのまちづくり計画	基本構想を実現するための市民がとりまとめる計画	地域の将来像や基本目標	10年

〔イメージ図〕



※関係性

- ・「基本構想」の将来都市像と「地域ごとのまちづくり計画」の地域の将来像について、整合を図ります。
- ・「基本計画」の施策・施策展開の方針と「地域ごとのまちづくり計画」の基本目標について、整合を図ります。
- ・実施計画は、「基本計画」を推進するための計画とし、「地域ごとのまちづくり計画」の具体的な取り組みと調整を図ります。
- ・分野別計画は、第6次総合計画に即するとともに、実施計画等に反映します。

(3) 計画策定の根拠法令

地方自治法の改正（平成23年法律第35号）により、基本構想の策定及び議会議決の条項が廃止されましたが、本市は宝塚市まちづくり基本条例において、総合計画として「基本構想」及び「基本計画」を策定することとしています。また、宝塚市議会の議決すべき事件を定める条例により、総合計画の「基本構想」及び「基本計画」の策定、変更、廃止は、議会の議決事項となっています。

5 計画策定にかかる基本姿勢

次の基本姿勢により「基本構想」及び「基本計画」の策定にあたります。

(1) 市民との協働による計画づくり

策定のそれぞれの段階で、適切な手法を選択しつつ、市民と行政が知恵を出し合い、協働による計画づくりを行います。

(2) 地方創生の実現に向けた計画づくり

今後、人口減少の進行が、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼすことから、活力あるまちを維持する取組の充実が求められています。地方創生の実現に向け、社会経済情勢の変化を的確に把握し、文化芸術、都市景観、自然環境、住環境など、本市が有する魅力的な地域資源を活用し、宝塚ならではの特色ある取組を進める計画づくりを行います。

(3) 「お互いさま」があふれるまちの実現に向けた計画づくり

本市は、高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合）が21%を超え、超高齢社会に移行しています。全ての市民が高齢になってもいきいきと暮らすことができる都市は、誰にでもやさしい都市であるとの考えのもと、あらゆる世代が自分のできる事を通じて支え合う「お互いさま」があふれるまちの実現に向けた計画づくりを行います。

(4) 分かりやすい計画づくり

市民と行政の共有物であることを十分認識し、「基本構想」を簡潔な内容にするなど、市民にも分かりやすい計画づくりを行います。また、策定後に広く市民に伝えるための周知方法の充実も検討します。

(5) 実効性のある計画づくり

「地域ごとのまちづくり計画」を総合計画に位置付けるにあたり、まちづくり協議会を条例に位置付けるなど、着実に実行するための仕組みを検討し、実効性のある計画づくりを行います。

(6) 重点施策を意識したメリハリある計画づくり

重点的に取り組む施策を明らかにし、メリハリある計画づくりを行います。

(7) 成果を評価しやすい計画づくり

計画の実現に向け、成果を評価しやすい計画づくりを行います。

6 計画策定の手法

(1) 基本的な考え方

市民と行政が目標を共有し、協働によりまちづくりを推進していくため、「基本構想(案)」は、市民と行政の協働作業により策定します。

「基本計画(案)」については、行政がとりまとめ、総合計画審議会での議論等を踏まえて策定します。なお、「基本計画(案)」を策定するにあたっては、市民や知識経験者、関係団体等で構成される審議会等での議論を経て、協働により策定した分野別計画を十分勘案し、「基本構想(案)」や第5次総合計画の総括、市民意識調査の結果、社会情勢の変化等を踏まえ、策定します。

「地域ごとのまちづくり計画」の見直しについては、市の職員が地域に出向き、対話を重ねながら協働により進めます。

※分野別計画について

- ・分野別計画は、第6次総合計画に即するものとするため、今後、可能な限り、策定(改定)時期や計画期間の見直しを行います。
- ・分野別計画の策定(改定)にあたっては、市域全体のみならず、地域ごとの状況を踏まえ、協働による計画づくりに努めます。

(2) 協働による計画策定

以下のような手法を用いて、幅広い市民の声の反映に努め、協働による計画づくりに取り組みます。

① 市民意識調査

広く市民の意見集約を行うため、市民意識調査を実施します。

② (仮称)宝塚まちづくりワークショップ

「基本構想(案)」の策定に向け、より多くの市民の声を聞く場として開催し、本市のめざすべき姿などについて、意見をとりまとめていただきます。

③ 「地域ごとのまちづくり計画」との整合

「地域ごとのまちづくり計画」と「基本構想(案)」や「基本計画(案)」の整合を図るため、「地域ごとのまちづくり計画」の見直しにおいて、市の職員が地域に出向き、対話を重ねながら協働により進めます。

④ 宝塚市総合計画審議会

市の附属機関として、市民や知識経験者等からなる宝塚市総合計画審議会を設置します。市長の諮問に応じ、「基本構想(案)」及び「基本計画(案)」について審議を行い、答申します。「基本構想(案)」の策定に向けては、宝塚市総合計画審議会に(仮称)基本構想検討部会を設置し、(仮称)宝塚まちづくりワークショップの意見を踏まえ、まとめていきます。また、「基本計画(案)」の策定に向けては、市が作成した案をもとに、宝塚市総合計画審議会にて審議いただきます。

⑤ 意見や提言の募集

計画案に係る意見や提言を、パブリック・コメントを通じて募集し、可能な限り計画案への反映に努めます。

第6次宝塚市総合計画

「基本構想」及び「基本計画」

市民意識調査

回答いただいたアンケートをとりまとめ、総合計画の策定に生かします。

【平成30年12月頃予定】

まちづくりワークショップ

市民と行政が共有する「基本構想（案）」の策定に向け、参加者に本市の将来像等について意見をとりまとめていただきます。いただいた意見をもとに、総合計画審議会で「基本構想（案）」を検討の上、フィードバックし、意見交換を重ねていきます。関心のある市民の方は、参加への応募が可能です。

【平成31年1月～10月頃予定】

総合計画審議会

市長の諮問に応じ、「基本構想（案）」及び「基本計画（案）」について審議を行い、答申します。知識経験者や関係団体、地域の関係者のほか、まちづくりワークショップ参加者の中からも参加いただく予定です。

【平成31年4月～平成32年9月頃予定】

パブリック・コメント

パブリック・コメントを通じて意見や提案を、募集します。

【平成32年6月～7月頃予定】

「地域ごとのまちづくり計画」

まちづくり協議会

地域（おおむね小学校区）の将来像を描き、共有し、目標を定め、具体的な取り組みをとりまとめます。地域で暮らすさまざまな人が意見や思いを出し合う場・機会がつけられます。

【平成30年度～平成31年度予定】

分野別計画

各種審議会

市長の諮問に応じ、福祉や環境などの各分野における計画案について、市民や知識経験者、関係団体等で構成される審議会にて審議を行い、答申します。各分野に関心のある市民の方は、市民公募委員への応募が可能です。

【随時】

パブリック・コメント

パブリック・コメントを通じて意見や提案を、募集します。

【随時】

7 庁内の策定体制

(1) 職員参画

職員は、総合計画が本市の最上位計画であるとの認識のもと、積極的に計画策定に関わります。

(2) 策定体制

① 事務局

第6次総合計画策定の事務局は、政策推進課が担います。事務局は、全体の進行管理を行います。なお、「地域ごとのまちづくり計画」に関することは、市民協働推進課が中心となり対応します。

② (仮称) 第6次総合計画策定庁内プロジェクト・チーム

宝塚市プロジェクト・チームの設置に関する規則に基づいて設置し、若手職員を中心に構成します。(仮称)宝塚まちづくりワークショップや宝塚市総合計画審議会(仮称)基本構想検討部会へ参加し、「基本構想(案)」のとりまとめ等を行います。

③ 地域自治推進担当次長

「地域ごとのまちづくり計画」の策定にあたっては、主に地域自治推進担当次長が地域に出向き、対話を重ねます。地域自治推進担当次長は、必要に応じ、事務局や(仮称)第6次総合計画策定庁内プロジェクト・チームと連携・調整を図ります。

④ 庁内会議等

「基本構想(案)」、「基本計画(案)」等について、進捗状況に応じて、庁内での情報共有等を行うとともに、適宜、都市経営会議に諮りながら策定作業を進めます。

⑤ 各部署

各部署は、(仮称)第6次総合計画策定庁内プロジェクト・チームが「基本構想(案)」のとりまとめ等を行うにあたり、適宜、協力を行うとともに、「基本計画(案)」の策定作業を行います。

各部署長及び室長級職員は、課を横断する課題の整理や施策の調整等を行い、部局及び全庁的な策定作業の推進を図ります。また、各室長級職員においては、総合計画審議会の対応にあたります。

(参考)

【策定の経過】

策定方針については、第6次宝塚市総合計画検討懇話会の意見を踏まえ、策定しました。

1 開催状況

【第1回】平成30年(2018年)3月7日

【第2回】平成30年(2018年)3月30日

【第3回】平成30年(2018年)4月23日

【第4回】平成30年(2018年)5月16日

2 委員名簿

氏名	区分	役職・肩書き等
久 隆浩	知識経験者	近畿大学 総合社会学部 教授 宝塚市協働のまちづくり促進委員会 会長 元 宝塚市総合計画審議会 会長
藤本 真里	知識経験者	兵庫県立人と自然の博物館研究員 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 講師 宝塚市行政評価委員会 委員 元 宝塚市総合計画審議会 委員
飯室 裕文	市長が適当と認める者	まちづくり活動経験者 宝塚市協働のまちづくり促進委員会 委員 元 宝塚市総合計画審議会 委員
加藤 富三	市長が適当と認める者	まちづくり活動経験者 宝塚市協働のまちづくり促進委員会 委員 元 宝塚市総合計画審議会 委員